

市川市職員退職手当支給条例（昭和27年3月15日条例第7号）

最終改正:平成30年9月27日条例第39号

改正内容:平成30年9月27日条例第39号[平成30年9月27日]

○市川市職員退職手当支給条例

昭和27年3月15日条例第7号

改正

昭和30年3月31日条例第12号
昭和31年3月29日条例第5号
昭和31年10月1日条例第27号
昭和31年10月1日条例第29号
昭和31年12月24日条例第39号
昭和32年7月1日条例第11号
昭和32年9月28日条例第25号
昭和34年3月25日条例第7号
昭和35年4月1日条例第3号
昭和36年3月30日条例第7号
昭和36年7月10日条例第30号
昭和37年12月20日条例第34号
昭和38年7月4日条例第4号
昭和39年10月8日条例第13号
昭和43年3月30日条例第27号
昭和43年12月21日条例第16号
昭和48年12月25日条例第41号
昭和50年12月26日条例第51号
昭和55年1月1日条例第1号
昭和55年3月25日条例第6号
昭和57年3月25日条例第3号
昭和57年12月21日条例第36号
昭和59年6月22日条例第17号
昭和60年3月28日条例第5号
昭和61年6月25日条例第25号
昭和61年9月29日条例第32号
昭和62年6月30日条例第20号
平成元年6月27日条例第19号
平成元年12月22日条例第30号
平成2年6月26日条例第18号
平成4年3月25日条例第7号
平成5年3月26日条例第1号
平成6年3月31日条例第17号
平成7年3月31日条例第5号
平成10年1月28日条例第3号
平成12年3月22日条例第7号
平成12年12月15日条例第50号
平成13年3月28日条例第3号
平成13年12月27日条例第31号
平成14年9月12日条例第23号
平成15年3月31日条例第23号
平成15年12月10日条例第53号
平成18年3月24日条例第24号
平成18年6月26日条例第30号
平成18年12月20日条例第55号
平成19年9月25日条例第30号
平成23年3月28日条例第5号
平成25年3月25日条例第3号

平成25年12月24日条例第46号
平成26年9月26日条例第20号
平成27年3月19日条例第9号
平成27年9月29日条例第45号
平成27年12月24日条例第59号
平成28年3月23日条例第16号
平成28年3月24日条例第18号
平成28年12月27日条例第47号
平成29年7月4日条例第14号
平成30年3月22日条例第5号
平成30年9月27日条例第39号

市川市職員退職手当支給条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の3）
 - 第2章 一般の退職手当（第2条の4—第8条の2）
 - 第3章 特別の退職手当（第9条・第10条）
 - 第4章 退職手当の支給制限等（第11条—第18条）
 - 第5章 雑則（第19条—第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- （2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- （3）前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- （1）職員を故意に死亡させた者
- （2）職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払時期）

第2条の3 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 一般の退職手当

（一般の退職手当）

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」とい

う。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気とする。以下この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第9項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額が減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第8項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
 - (2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (3) 第8条第6項に規定する再び職員となった者の同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち

号イ		最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
----	--	---

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 任命権者は、退職の理由となった負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ

	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号又は第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

第7条 削除

（勤続期間の計算）

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつ

た期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間であって、市長が行政運営上特に職員としての引き続いた在職期間に通算する必要があると認めるものを含むものとする。
- 6 前項の場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、第1項から第4項までの規定を準用して計算するほか、職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。
- 7 第5項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間(当該退職手当の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該退職手当の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、含まないものとする。
- 8 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 9 前項の規定は、第6条の5又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 10 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した
在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - (1) 前項各号の別
 - (2) 第9項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集をする人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第7項の規定による応募(以下この条において「応募」という。))又は応募の取下げに係る手続
 - (8) 第10項の規定による通知の予定時期
 - (9) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (10) その他規則で定める事項
 - 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
 - 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
 - 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
 - 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちに、その旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - 7 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第14項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下この条において同じ。)を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
 - 8 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれを強制してはならない。

- 9 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募が募集実施要項又は第7項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けた場合
 - (3) 応募者が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該地方公務員法第29条の規定による懲戒処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために必要であると認める場合
- 10 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 11 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 12 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が第14項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 13 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第11項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。)
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けたとき。
 - (5) 第7項の規定により応募を取り下げたとき。
- 15 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第9項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

第3章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第9条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額が、これらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

- (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であったことがあるものについては、当該職員であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間又は当該職員であった期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であった期間
- (2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であった期間
- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項

又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第11条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違

を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、

判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 市川市行政手続条例（平成8年条例第6号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日か

ら6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（市川市退職手当審査会）

第18条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市川市退職手当審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。
- 3 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会は、委員3人で組織する。
- 7 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。
- 10 委員は、非常勤とする。
- 11 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 12 審査会の事務は、総務部において処理する。
- 13 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 14 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（口座振替）

第20条 退職手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（施行に関する必要事項）

第21条 この条例に規定するものを除くほか、退職手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- ① この条例は、公布の日から施行する。
- ② 市川市職員退職手当条例（昭和23年市条例第47号）は、廃止する。
- ③ この条例施行の際既に退職した者に対する退職手当については、なお従前の例による。
- ④ 本市設置の際元市川町、八幡町、中山町及び国分村の職員で引続き本市職員に就職した者に対してはその勤続年数と本市の勤続年数を合算する。
- ⑤ 市川市常備消防員の勤続年数は本市消防職員の勤続年数に合算する。
- ⑥ 大柏村合併の際、大柏村職員で退職手当の支給を受けないで本市職員に引続き就職した者に対しては、その勤続年数を合算する。
- ⑦ 行徳町合併の際、行徳町職員又は東葛伝染病院組合職員で本市職員に引続き就職した者に対しては、その勤続年数を合算する。
- ⑧ 南行徳町合併の際、南行徳町職員で退職手当の支給を受けないで本市職員に引続き就職した者に対しては、その勤続年数を合算する。

- ⑨ 千葉県八市競輪組合職員で退職手当の支給を受けないで引き続き本市職員の身分を取得したものに対しては、その勤続年数を合算する。
- ⑩ 平成12年3月31日に千葉県競輪組合（以下「組合」という。）の職員として在職する者が、引き続いて本市職員となった場合におけるその者の退職手当の計算の基礎となる勤続期間の計算については、その者の組合の職員としての在職期間を本市職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が組合を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- ⑪ 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第41号。以下「条例第41号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第11項」とする。
- ⑫ 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- ⑬ 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第41号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。
- ⑭ 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- ⑮ 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則（昭和30年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年3月29日条例第5号）

- この条例は、昭和31年4月1日から施行する。但し、第11条の改正規定は、昭和30年9月1日から、附則の改正規定は、昭和30年3月31日から適用する。
- 昭和31年3月31日以前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 昭和21年3月31日に現に在職する職員の同年同月同日以前における勤続期間については、なお従前の例による。
- 昭和31年3月31日に現に在職する職員が昭和31年4月1日以後、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外の事由により退職した場合において改正前の条例第3条の規定に適用して計算した退職手当の額が新条例第3条の規定による退職手当より多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。
- 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和31年3月31日以前における勤続期間については、附則第3項又は附則第6項の規定により、昭和31年4月1日以後における勤続期間については新条例第8条の規定による。
- 昭和31年3月31日に現に在職する職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人、軍属としての勤続期間は、附則第3項にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。
- 昭和30年9月1日以前の退職により支給する新条例第11条の規定による退職手当については、なお従前の例による。
- 昭和30年9月1日以後において新条例第11条の規定を適用する場合の勤続期間が6月以上10月未満で退職した者で、昭和30年9月1日以前の当該勤続期間が6月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。
- 昭和32年10月31日以前に退職する職員に対する新条例第11条第1項第4号の規定の適用については、同号中「270日」とあるのは「210日」とする。

附 則（昭和31年10月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則（昭和31年10月1日条例第29号）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和31年12月24日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年10月1日から適用する。

附 則（昭和32年7月1日条例第11号抄）

改正

昭和37年12月20日条例第34号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第12条第2項の改正規定は、昭和32年6月1日から、第15条及び第16条以外の改正規定は、昭和32年4月1日から適用する。

（市川市職員退職手当支給条例等における読替）

- 23 職員に暫定手当が支給される間改正後の市川市職員退職手当支給条例第5条第3項中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の市川市職員の公務災害補償に関する条例第3条第2項及び職員団体の業務にもっぱら従事する職員に関する条例第3条第2項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

附 則（昭和32年9月28日条例第25号）

改正

昭和34年3月25日条例第7号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年3月25日条例第7号）

改正

昭和37年12月20日条例第34号

昭和38年7月4日条例第4号

昭和39年10月8日条例第13号

昭和48年12月25日条例第41号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年3月30日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第11条第1項又は第3項の規定の適用については、昭和35年4月1日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。

附 則（昭和36年7月10日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年12月20日条例第34号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和37年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第3条から第5条まで及び第6条の規定にかかわらず当該各号に掲げる額とする。
 - （1）新条例第3条第1項、第4条第2項又は第5条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条の規定により計算した退職手当の額と新条例第3条第1項、第4条第2項又は第5条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額
 - （2）新条例第4条第1項の規定に該当する退職（勤務公署の移転による退職に限る。）その者につき旧条例第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第4条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額
 - （3）新条例第6条の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第5条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

附 則（昭和38年7月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年10月8日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年6月30日から適用する。

附 則（昭和43年3月30日条例第27号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による（中略）改正後の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和43年12月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月14日から適用する。

附 則（昭和48年12月25日条例第41号抄）

改正

昭和55年3月25日条例第6号
昭和57年3月25日条例第3号
昭和59年6月22日条例第17号
昭和60年3月28日条例第5号
昭和61年9月29日条例第32号
平成元年12月22日条例第30号
平成15年12月10日条例第53号
平成18年12月20日条例第55号
平成25年3月25日条例第3号
平成30年3月22日条例第5号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 この条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行の日の前日までの退職による退職手当については、なお従前の例による。
(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)
- 3 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 4 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (昭和50年12月26日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の市川市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第11条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第11条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - (2) 新条例第11条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第11条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であって、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数が満たないものに係る新条例第11条第1項に規定する待期日数については、旧条例第11条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第11条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - (3) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - (4) 新条例第11条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は、適用しない。
 - (5) 旧条例第11条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第11条第7項第2号又は第8項第1号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、別に定める。
- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、新条例第11条の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和55年1月1日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 職員が、昭和55年度中において、この条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和

48年条例第41号) 附則第5項の規定に該当する退職をした場合には、同項中「第5条の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額」とあるのは「第5条の規定により計算した額に100分の115を乗じて得た額」と読み替えて適用する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第41号。以下「条例第41号」という。) 附則第3項及び第5項の規定の適用については、昭和57年度においては附則第3項中「35年」とあるのは「37年」と、「100分の110」とあるのは「100分の117」とし、附則第5項中「35年」とあるのは「37年」と、「100分の105」とあるのは「100分の108」とし、昭和58年度においては附則第3項中「35年」とあるのは「36年」と、「100分の110」とあるのは「100分の113」とし、附則第5項中「35年」とあるのは「36年」と、「100分の105」とあるのは「100分の107」とする。

3 39年以上勤続し、傷病(公務上の傷病を除く。)により退職した者に係る退職手当の額は、条例第4条、第6条及び条例第41号附則第3項の規定にかかわらず昭和57年度においては37年勤続したものと、昭和58年度においては36年勤続したものととして条例第41号附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (昭和57年12月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月22日条例第17号抄)

改正

昭和60年3月28日条例第5号
昭和61年9月29日条例第32号
平成元年12月22日条例第30号
平成7年3月31日条例第5号
平成10年1月28日条例第3号
平成13年3月28日条例第3号
平成18年12月20日条例第55号

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号) 附則第3条の規定により退職した者(同法附則第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)のうち、昭和59年4月1日から昭和60年3月30日までの間に市川市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第16号) 第3条に規定する年齢に達したものであるものについてのこの条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の適用については、新条例第3条、第4条及び第6条の規定にかかわらず、新条例第5条の規定の例により計算した額とする。

4 昭和60年3月31日(以下「施行日」という。)に在職し同日以後引き続き勤務する職員のうち、平成21年3月31日までの間に地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者、同法第28条の3第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者(定年に達した日以後定年退職日前又は期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者(これらの者のうちその勤続期間が25年以上のものを除く。)に対する退職手当の基本額は、新条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、新条例第3条又は第4条の規定により計算して得た額に、当該額と新条例第5条の規定の例により計算して得た額との差額に100分の40を乗じて得た額を加えた額とする。

5 施行日に在職し同日以後引き続き勤務する職員のうち、平成21年3月31日までの間に傷病又は死亡(公務上の傷病及び死亡を除く。)により退職した者(これらの者のうちその勤続期間が、傷病にあっては25年(通勤によるものは11年)以上、死亡にあっては11年以上のものを除く。)に対する退職手当の基本額は、新条例第3条の規定にかかわらず、新条例第3条の規定により計算して得た額に、当該額と新条例第4条第1項の規定の例により計算して得た額との差額に100分の40を乗じて得た額を加えた額とする。

6 前3項の規定の適用を受ける者のうちその勤続期間が20年以上のものに対する退職手当の基本額の計算については、この条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第41号。以下「条例第41号」という。) 附則第3項の規定を準用する。

7 施行日に在職し同日以後引き続き勤務する職員のうち、平成3年3月31日までの間に条例第41号附則第5項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額は、条例第41号附則第5項の規定にかかわらず、新条例第5条及び第5条の2の規定により計算した額(勤続期間が33年を超える者にあっては33年として計算した額)とし、勤続期間が20年以上である者にあっては、当該額に100分の105を乗じて得た額とする。

附 則 (昭和60年3月28日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の市川市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第11条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 新条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第11条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第10項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - (3) 新条例第11条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (4) 雇用保険法第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第11条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同法による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
 - (5) 新条例第11条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 4 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第11条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項から第8項までの規定、第12項及び第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第11条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 6 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第11条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、市長が別に定めるところによる。
- 7 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和61年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月29日条例第32号）

改正

平成元年12月22日条例第30号

平成15年3月31日条例第23号

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）並びに第2条及び第3条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年6月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月27日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年8月13日から施行する。

附 則（平成元年12月22日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定中市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第41号。以下「条例第41号」という。）附則第3項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。（適用区分）
- 2 第1条の規定、第2条の規定中条例第41号附則第5項の改正規定、第3条の規定及び第4条の規定は、この条例の公布の日以後の退職に係る退職手当について適用し、第2条の規定中条例第41号附則第3項の改正規定は、平成3年4月1日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。（経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例第3条から第6条までの規定、第2条の規定による改正後の条例第41号附則第3項の規定、第3条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第17号。以下「条例第17号」という。）附則第4項から第6項までの規定並びに第4条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和61年条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項及び第6項の規定（以下「改正後の規定」と総称する。）にかかわらず、施行日から平成5年3月31日までの間に退職した者に対する退職手当の額は、第1条の規定による改正前の市川市職員退職手当支給条例第3条から第6条までの規定、第2条の規定による改正前の条例第41号附則第3項及び第5項の規定、第3条の規定による改正前の条例第17号附則第4項から第7項まで（第4項については第3条の規定による改正後の条例第17号附則第4項）の規定並びに第4条の規定による改正前の条例第32号附則第3項から第6項まで（第5項については第4条の規定による改正後の条例第32号附則第5項）の規定（以下「改正前の規定」と総称する。）を適用したならば得られる額と改正後の規定により得られる額との差額に次の表に掲げるその者の退職した日の区分に応じ、当該区分に対応する割合を乗じて得た額を改正後の規定によりその者の受けることとなる退職手当の額に加算した額とする。

退職した日の区分	割合
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	3分の2
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	3分の1

- 4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間並びに同日における給料月額及び年齢を基礎として、改正前の規定により計算した場合の退職手当の額が改正後の規定により計算した場合の退職手当の額又は前項の規定による額よりも多いときは、改正後の規定又は前項の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則（平成2年6月26日条例第18号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日条例第7号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第1号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第5号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の適用については、平成7年度においては附則第4項及び第5項中「100分の40」とあるのは「100分の80」とし、平成8年度においては附則第4項及び第5項中「100分の40」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（平成10年1月28日条例第3号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市川市職員退職手当支給条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第5条の3、第8条第4項及び第12条の4の規定、次項の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項の規定並びに附則第4項の規定による改正後の市川市特別職の職員の退職手当支給条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月22日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第50号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年 3月28日条例第 3号）

この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 9月12日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3月31日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年 4月 1日前に退職した職員に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月10日条例第53号）

改正

平成18年12月20日条例第55号

平成25年 3月25日条例第 3号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 2 条及び附則第11項の規定 平成16年 4月 1日

（2）附則第12項の規定 平成17年 4月 1日

（市川市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係る第 1 条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第 5 項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条第11項第 4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第 4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第 1 条の規定による改正前の市川市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第11条第11項第 3 号の 2 及び第 4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第11条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部若しくは一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第11条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の 4 第 2 項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第11条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 附則第 2 項から前項までに規定する場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年 5月 1日から施行日の前日までの間における旧条例第11条の規定の適用については、同条第 1 項中「雇用保険法（昭和49年法律第 116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、「同法」とあるのは「旧雇用保険法」と、同項第 2 号並びに同条第 3 項、第 5 項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第 2 項、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、平成15年 5月 1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第11条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、新条例第11条の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と附則第 2 項、第 3 項及び前項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。
- 8 附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定にかかわらず、平成15年 5月 1日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第 8 条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第11条第11項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第11条第11項第 3 号の 2 又は第 4 号の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、本項本文の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。
- 9 平成15年 5月 1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年 5月 1日から施行日の前日までの間に旧条例第11条の規定により支払われた退職手当は、附則第 7 項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 次の表の左欄に掲げる期間における新条例附則第13項（新条例附則第14項又は第15項において例による場合を含む。）の規定の適用については、同項中「100分の104」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成16年 3月31日まで	100分の110
平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで	100分の107

（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

11 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項の規定の適用については、同項中「37年」とあるのは「38年」と、「第5条の2まで」とあるのは「第5条の2まで及び第6条」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。

(42年を超える期間勤続して退職した者に対する退職手当に係る特例)

12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で市川市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成18年3月24日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月26日条例第30号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第55号)

改正

平成23年3月28日条例第5号

平成25年3月25日条例第3号

平成30年3月22日条例第5号

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が平成19年4月1日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の市川市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第13項から第15項まで、附則第9項の規定による改正前の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。)附則第3項、附則第10項の規定による改正前の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和59年条例第17号。以下この項及び附則第4項において「条例第17号」という。)附則第4項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第53号。以下この項及び附則第4項において「条例第53号」という。)附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第13項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第11項から第13項まで、附則第6項及び第7項、条例第41号附則第3項から第5項まで、附則第10項の規定による改正後の条例第17号附則第4項から第6項まで並びに条例第53号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第8条第5項から第7項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号又は第3号に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものと」とあるのは「職員として退職したものと」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市長が別に定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第13項から第15項まで、附則第9項の規定による改正前の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正前の条例第17号附則第4項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の条例第53号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成20年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちい

れか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成20年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として市長が別に定める額」とする。
- 6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第55号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 7 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成9年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成9年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成9年4月1日以後の基礎在職期間

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第41号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 10 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第53号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）
- 12 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）
- 13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 14 市川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 附 則**（平成19年9月25日条例第30号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第11条第1項及び第3項の規定は、平成19年10月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成23年3月28日条例第5号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例及び第2条の規定による改正後の市川市特別職の職員の退職手当支給条例の規定は、平成23年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第55号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年3月25日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第11項（新退職手当条例附則第13項及び第3条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第12項の規定の適用については、新退職手当条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年12月24日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年9月26日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月19日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年9月29日条例第45号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第59号）

改正

平成28年3月23日条例第16号

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条の4第1項及び第4項並びに附則第14項の規定は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（施行日から平成30年3月31日までの間の退職手当の額の特例）

3 職員が施行日から平成30年3月31日までの間に退職した場合において、その者について新条例の規定により算定される退職手当の額が次に掲げる額の合計額よりも少ないときは、新条例の規定にかかわらず、当該合計額に相当する額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

（1）新条例附則第14項中「する条例」とあるのを「する条例（市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第16号）を除く。）」と読み替えて新条例の規定を適用するとしたならば算定されることとなる退職手当の基本額

- (2) 改正前の第6条の4の規定の例により算定した退職手当の調整額
(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正等)
- 4 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第40号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(平成30年4月1日以後の退職手当の額の特例)
- 5 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第16号)附則第17項から第20項までの規定の適用を受ける職員に関する新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「する条例」とあるのは、「する条例(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第16号)附則第17項から第20項までの規定を除く。)」とする。
- 附 則**(平成28年3月23日条例第16号抄)
(施行期日等)
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中市川市一般職員の給与に関する条例第24条の2の3第3項の改正規定、同条例附則第6項の改正規定及び同条例別表第1から別表第5までの改正規定並びに第3条の規定並びに次項から附則第16項まで及び附則第25項の規定、附則第32項中市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成23年条例第1号。以下「議員報酬等条例」という。)第5条第1項の改正規定、附則第34項中市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号。以下「特別職給与等条例」という。)第3条第2項の改正規定並びに附則第37項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第2条及び第4条の規定並びに附則第23項、第24項及び第26項から第31項までの規定、附則第32項の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、附則第33項の規定、附則第34項の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第35項及び第36項の規定並びに附則別表の規定 平成28年4月1日
- (3) 附則第17項から第22項までの規定 平成30年4月1日
- 附 則**(平成28年3月24日条例第18号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則**(平成28年12月27日条例第47号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した市川市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、求職活動に伴い平成29年1月1日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、改正前の市川市職員退職手当支給条例第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたものについて適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する市川市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 附 則**(平成29年7月4日条例第14号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条第10項及び附則第15項の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した市川市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって同条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者

の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、市川市職員退職手当支給条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

附 則（平成30年3月22日条例第5号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市職員退職手当支給条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。
